

<国税局調査部における取組>

納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組 ～協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進～

OECD税務長官会合（FTA：Forum on Tax Administration）などの国際的な議論においては、税務コンプライアンス向上のためには、調査のみならず、税務当局と大企業が協力的に行動する取組（Co-operative Compliance Approach）が重要であるとされています。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、我が国においてもこれを「協力的手法」と称し、自発的な適正申告が期待できる大企業には、以下のような取組を行うとともに、調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分することとしています。

税務に関するコーポレートガバナンス

の充実に向けた取組

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るためには、経営責任者等の積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務CG」といいます。）を充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を促進することを目的とした取組です。

※ 税務CG：税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備すること

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

（[ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる / 大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組に関する情報 / 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](#)）



申告書の自主点検と税務上の自主監査

のための確認表の活用

納税者が申告書提出前に自主的に申告書の記載誤り等を防止することができるよう、税務上誤りが生じやすいと認められる事項を表形式でとりまとめた「申告書確認表」と「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を、申告書作成前と提出前に活用していただくことを目的として国税庁ホームページに公表しています。

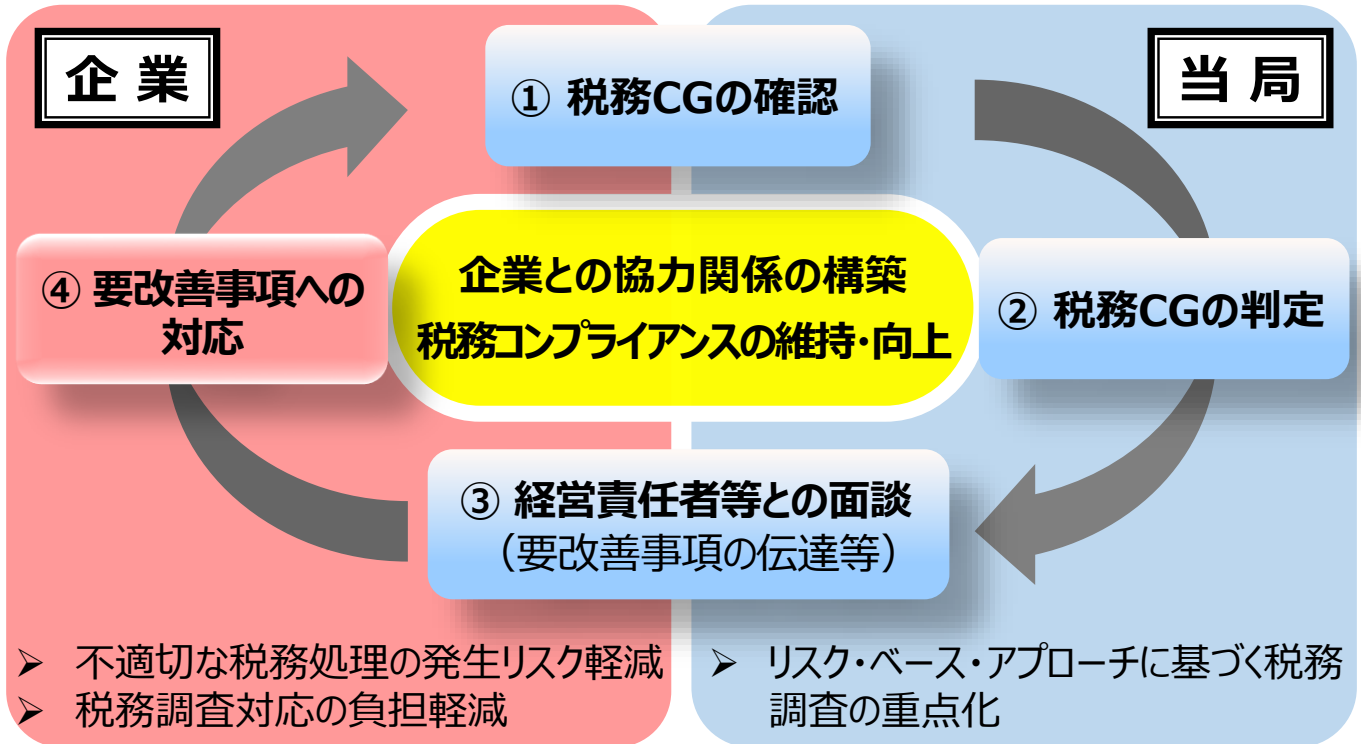
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

（[ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる / 大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組に関する情報 / 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](#)）



税務に関するコーポレートガバナンス の充実に向けた取組

取組の概要



※ 調査課所管法人のうち、調査部特別国税調査官所掌法人（約500社）を対象

- ① 税務調査の機会に税務CGの状況を確認
- ② 確認結果を踏まえ、その法人の税務CGの状況を評価・判定
- ③ 調査終了時に、国税局調査部長等が法人の経営責任者等と面談し、評価結果を伝達するとともに、今回調査での是正事項の再発防止策を含め、要改善事項に関して、効果的な取組事例を紹介しつつ意見交換
- ④ 法人の経営責任者等はその面談を踏まえ、要改善事項への対応を行う

再発防止に向けた取組（再発防止促進プログラム）

税務CGの充実に向けた取組をより一層促進させる観点から、税務調査で把握された誤りについて、再発防止策の策定及び運用を依頼する取組を実施

➤ 取組の概要

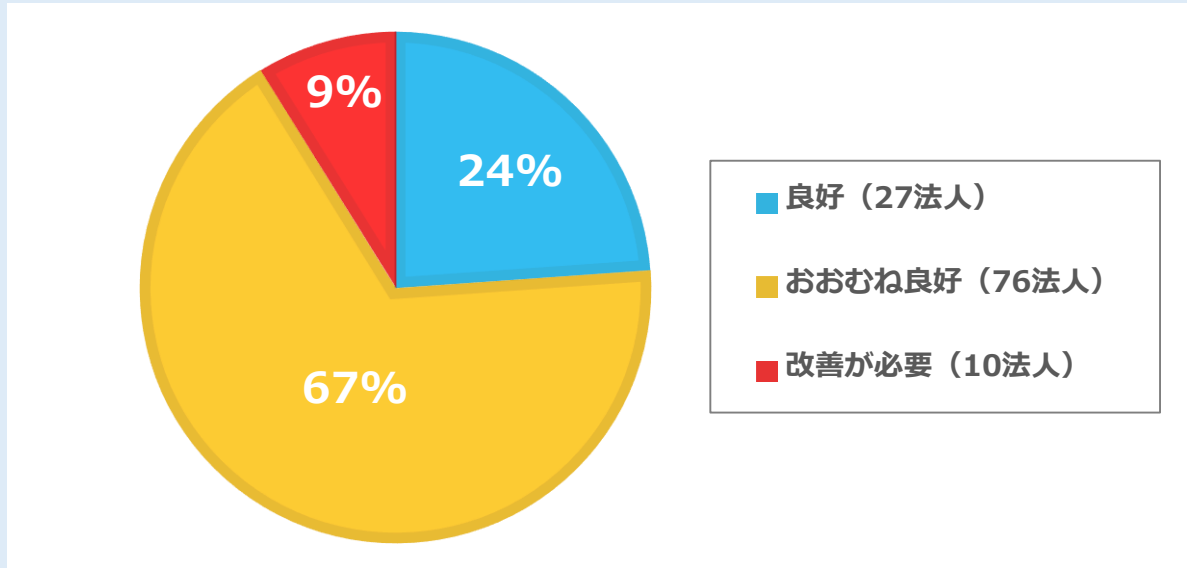
- 税務調査で把握された誤りについて、国税当局から紹介する再発防止に関する効果的な事例等を参考に再発防止策の策定及び運用を依頼
- 調査省略となる事業年度において、国税当局が企業の再発防止策の策定及び運用状況について聴取
- 聴取した再発防止策の策定及び運用状況を次回調査に引き継ぎ、その状況を踏まえ次回調査を実施

令和3事務年度の実施状況

➤ 評価結果

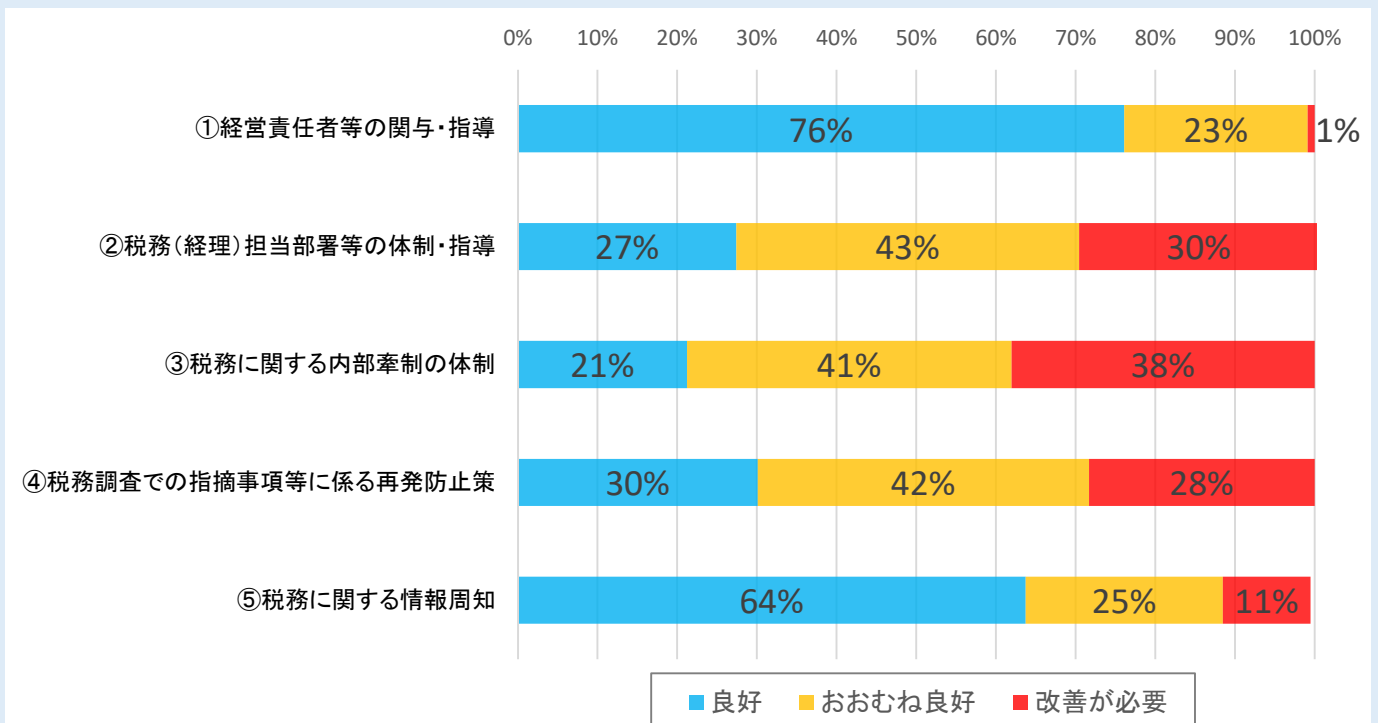
令和3事務年度から、経営責任者等との面談時に税務C Gの評価結果を「良好」、「おおむね良好」、「改善が必要」の3区分により口頭で伝達しております。

令和3事務年度における評価結果（3区分）の内訳は、以下のとおりです。



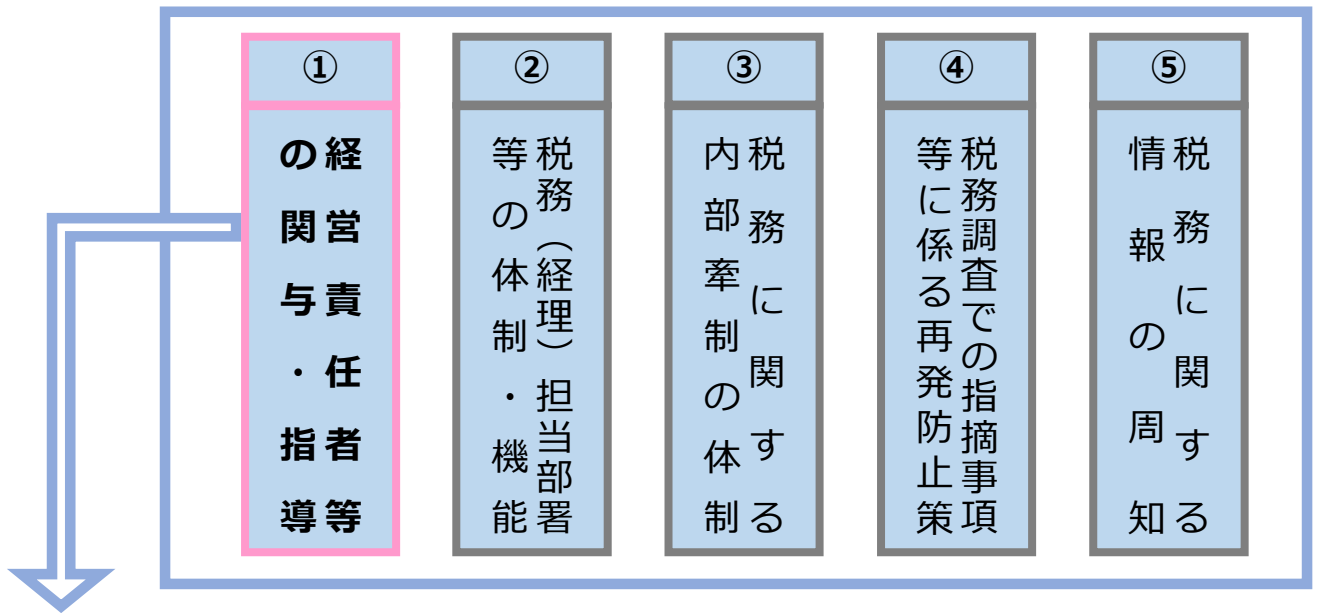
➤ 確認項目別の評価結果

令和3事務年度における評価結果の確認項目別の内訳は、以下のとおりです。



経営責任者等の関与・指導の重要性

税務CGの評価・判定については、「経営責任者等の関与・指導」や「税務（経理）担当部署等の体制・機能」など5つの確認項目の状況を確認して行っています。



その中でも、「①経営責任者等の関与・指導」は、その他の項目を充実させる上でも**影響が大きく**、法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図るために、**最も重要な項目**であると考えられます。

「①経営責任者等の関与・指導」においては、

- ・ 税務コンプライアンスに関する意識の醸成を図るため、**社訓や指針等への税務に関する事項の記載**
- ・ 企業（グループ）としての税務に対する取組方針を明確化するため、**税務方針やタックスポリシー等の公表**

などの状況を確認し、評価のポイントとしております。

令和3事務年度における評価結果の確認項目別の内訳においては、上記①が「良好」と評価されている法人が約8割となっており、**一定程度、「経営責任者等の関与・指導」が充実している状況**にあると言えます。

（参考）税務方針やタックスポリシー等の公表状況

令和3事務年度に税務CGの判定を行った法人（113法人）の税務方針やタックスポリシー等の公表状況を確認（※）したところ、**約6割の法人が自社のホームページで公表**している状況となっております。

※ 国税庁調査査察部調査課において、各法人のホームページを確認する等の方法により集計

その一方で、上記②～④については、「改善が必要」と評価されている法人が約3～4割となっており、今後、**それらの項目（税務に関する内部牽制の体制等）を充実させていくことが必要**になってくると考えられます。

効果的な改善事例

大企業は、コーポレートガバナンスの充実を図る中、税務コンプライアンスの維持・向上に効果的な取組を実施しています。税務調査で把握された誤り等について、企業が再発防止に向けた改善策を策定し、適切に運用することは、税務コンプライアンスを維持・向上させる上で重要です。

次の事例は、税務調査における指摘事項に対して調査後に企業が取り組んだ改善策の中で、次回調査において再発防止が図られているとして実効性が認められた取組の一例です。

事例 1（勉強会の開催・新たなシステムの導入）

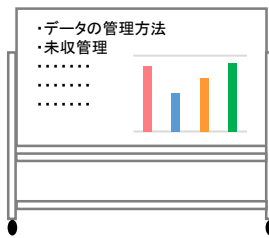
（指摘事項）

- ✓ 仕入割戻金の未収計上漏れ

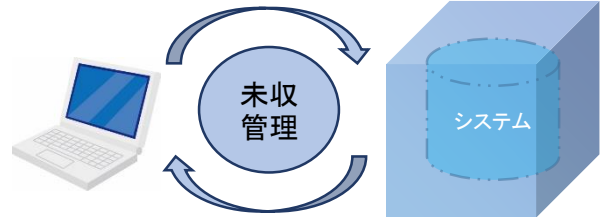
（再発防止策）

- **経営責任者等の指示**の下、経理部主導で関係部署への**勉強会の開催**及び**新たなシステムを導入**してデータでの管理を推進し、毎月大量に生じる割戻金の未収管理について改善するとともに、業務量を効率的に再分配し、内部牽制の体制整備等も実施した。

勉強会の開催



新たなシステムの導入



事例 2（定期的なミーティング・経営責任者等への報告）

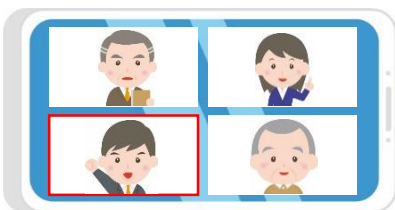
（指摘事項）

- ✓ ソフトウェアの資産計上漏れ

（再発防止策）

- ソフトウェア投資に対する認識を共有するため、**定期的に**経理部と開発部門で**ミーティングを実施**し、**会計・税務処理が適正か確認を行う**などの再発防止策を策定。再発防止策は、経理部が運用状況を**定期的に確認**の上、その結果を**経営責任者等に報告**し、順次、見直しや運用の徹底を指示。

定期的なミーティング



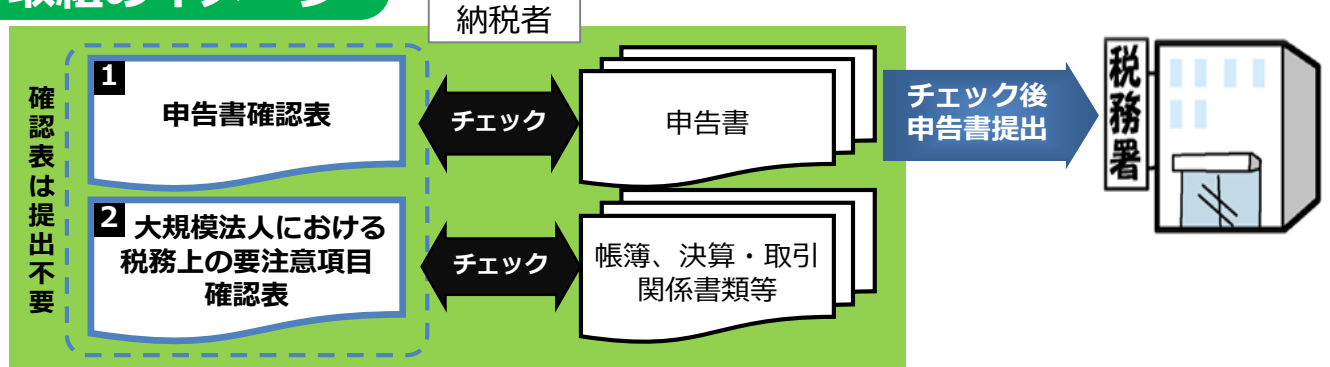
経営責任者等への報告



申告書の自主点検と税務上の自主監査

のための確認表の活用

取組のイメージ



1 申告書確認表

＜活用時期＞ 申告書作成後（提出前）

＜活用効果＞ 別表調整など申告書記載誤りを防止

項目	No.	確認内容	確認結果	留意事項
共通事項	1	電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時点における資本の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相違会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方税法の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	□適 □否 □非該当	平成30年度税制改正により、左記の電子申告義務がある法人は、法人税及び地方税法の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました。（一定の場合を除く。）
	2	法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。 ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） ③ 勘定科目内訳明細書 ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明法第3条）	□適 □否 □非該当	令3和3年4月1日以後開始事業年度等分 単体法人用 別表四 令三、四、一以後終了事業年度分
	3	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	□適 □否 □非該当	【No.107】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。 【No.20】別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。 【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。 【No.94】役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。 【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。
	4	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前	□適 □否 □非該当	

確認項目と申告書別表の対応関係がビジュアル的に把握できるよう、申告書別表形式の確認表も用意しています。

2 大規模法人における税務上の要注意項目確認表

＜活用時期＞ 申告書作成前

＜活用効果＞ 決算・申告調整事項の把握漏れを防止

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等	確認結果	確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）
収益	1	収益認識基準（※）の適用対象となる資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」といいます。）に係る収益の額は、法基通2-1-1ただし書の場合を除き個々の契約ごとに計上していますか。 ※ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」	収益認識基準の適用対象となる資産の販売等に係る収益の額は、原則として個々の契約ごとに計上する必要があります。ただし、同様の資産の販売等に係る契約について、同一の相手方等と同時期に締結した複数の契約を組み合わせて初めて単一の履行義務となる場合（例えばシステム開発を請け負った場合において、設計と開発テストとで別個の契約を結んでいるとき）や、一の契約の中に複数の履行義務が含まれている場合（例えば一の契約の中に商品販売とこれに係る保守サービスの提供が含まれている場合は、継続適用を条件に、これらの履行義務を単位として収益の額を計上することができます。） (注) 1 収益認識基準は、次の①から④までを除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用します。（顧客との契	法基通2-1-1 連基通2-1-1		

これらの確認表を活用していただいた場合には、「会社事業概況書」の所定の欄に、「活用の程度」を記載いただきますようお願いいたします。

改訂版の掲載予定

例年2月頃に、税制改正等に対応した改訂版を国税庁ホームページに掲載しています。